

藤枝市買い物支援サービス応援事業 募集要領

【募集期間】令和8年4月1日（水）～5月11日（月）

藤枝市では、身近な商店の減少や高齢化の進展により増加している日常の買い物が困難な状況におかれた人（買い物弱者）の利便性を向上させる事業に対し、商業振興戦略に位置づけられた取り組みの方向性の一つ「買い物しやすさを実感する」商業地づくりの実現のため、「買い物支援サービス応援事業費補助金」で支援します。

この制度は、藤枝市内における高齢者を中心とした「買い物弱者」の利便性を向上させる事業を幅広く事業対象としているのが大きな特徴で、団体等が計画的に実施し、その効果の検証までを行う事業に対し支援するものです。

買い物しやすさを実感する商業地づくりの実現、更には地域コミュニティの活性化を目的とした制度であり、プレゼンテーション審査会を経て補助対象団体を決定します。

商店街や民間事業者、NPO 法人等の持つ特性を活かし、買い物弱者の利便性を向上させる事業を提案してください。

問い合わせ先

藤枝市 産業振興部 商業振興課 商業戦略係

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：643-5250（直通）

FAX：631-9082

●こんな事業が考えられます！

▽介護施設や中山間地域へ出向く出張サービス

▽移動販売車による巡回サービス

▽運送業者と連携した宅配サービス

▽NPO法人団体と運送業者やタクシー業界とが連携した送迎サービス

▽空き店舗を活用し、生鮮三品（肉、魚、野菜）や惣菜などを販売する事業

▽空き店舗を活用し、高齢者の憩いの場づくりと日用品等の販売を提供する事業

▽商店街が「買い物お助けボランティア派遣事業」と題して、ボランティアを募集し、
買い物を主とした困りごとを助ける。ボランティアは対価として商店街内で使える共
通ポイントを受け取る。

など

●補助金額 30万円以内

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助対象となる団体等

- ・藤枝市内の商店街又はその連合体
- ・生活協同組合
- ・農業協同組合
- ・第三セクター（まちづくり藤枝など）
- ・非営利活動法人（NPO法人、一般社団法人）
- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する民間事業者

●補助対象となる事業（以下のいずれにも当てはまる事業とします）

<input type="checkbox"/> 藤枝市内において、高齢化の進展により増加している日常の買い物が困難な状況に置かれた人（買い物弱者）の利便性を向上させる事業であること。
<input type="checkbox"/> 政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者含む）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは政党を推薦、支持し若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とする事業でないこと。
<input type="checkbox"/> 申請年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に実施される事業であること。

※ただし、以下の事業は対象外です。

- ・ 本事業以外の国又は県及び本市の他の補助金を活用する事業
- ・ これまでに買い物支援サービス応援事業費補助金の交付を3回以上受けている事業

●補助対象となる期間

令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの期間に実施される事業が対象となります。

●補助対象となる経費

事業を実施するために必要とする経費として、印刷製本費、広報費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、車両改造費、備品費、燃料費、光熱水費、人件費、委託費、謝金、交通費、会場使用料、借料・損料を対象とします。

対象経費は、領収書等により、事業の実施団体が支払ったことを確認できることが必要です。

補助対象経費区分	補助対象となる経費の例
印刷製本費	ポスターやチラシ等の作成費用や外部業者への印刷代等の費用
広報費	新聞などの広告宣伝費用等
消耗品費	用紙代、事務用品等
通信運搬費	荷物運搬費や電話、インターネット料金、切手・はがき代等
雑役務費	アルバイト代やガードマンを利用した等の費用
車両改造費	自動車の改造に要する費用
備品費	事業実施に必要な不可欠な備品で、管理責任を明確にしたもの
燃料費	自動車の燃料の購入に係る費用
光熱水費	水道、ガス、電気代といった事業実施に必要なエネルギーを購入するためにかかる経費
人件費	従業員を雇用することによって発生する費用。給与以外に社会保険料や福利厚生等も含まれる。 ※人件費については、全体事業費の30%以内とする。
委託費	業務の一部を外部に委託する際に支払う代金
謝金	外部指導者等の個人に対して支払われる金銭
交通費	交通移動手段に要する費用
会場使用料	空き店舗や集会場等を一時的に借りる場合の使用料
借料・損料	物品、器具等の借り上げる費用

●応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、募集期間内に下記提出先に提出して下さい。

【提出書類】

- (1) 事業申込書（様式募－1）
- (2) 事業企画書（様式募－2）
- (3) 収支予算書（様式募－3）
- (4) 団体等の会員名簿及び役員名簿
- (5) 団体等の定款、規約及び会則等

●**募集期間** 令和8年4月1日（水）から令和8年5月11日（月）まで

●**提出先** 藤枝市役所 南館 2階 商業振興課
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝を除く）
上記時間内にお越しただけない方は、事前にご相談下さい。
※メールでの提出可（shokan@city.fujieda.lg.jp）

●**選考方法**

補助金を交付する事業は、書類審査を経て、公開プレゼンテーション「買い物支援サービス応援事業審査会」で審議し、選考します。

審査会は、藤枝市買い物支援サービス応援事業審査会設置要綱に定められた委員（藤枝商工会議所、岡部町商工会、藤枝市社会福祉協議会、藤枝市職員）が実施します。

→書類審査では対象団体及び対象事業の適格性を審査します。

※公開プレゼンテーション（補足説明）について

提出書類及びプレゼンテーションの内容を「買い物支援サービス応援事業審査会」が総合的に評価します。公開プレゼンテーションは、応募団体以外の皆様も参観できます。

公開プレゼンテーション開催予定日：令和8年6月頃

公開プレゼンテーション（補足説明）の時間は、発表及び質疑応答を含めて1団体あたり15分以内です。（応募数により変更することがあります。詳しくは応募締め切り後、各団体に通知します。）

●**補助対象事業と補助金額の決定**

対象事業及び補助金額については、「買い物支援サービス応援事業審査会」において、妥当性を検討した上で決定します。

※補助金額は、要望額より減額される場合があります。

●選考の視点

応募された事業については、次の視点から、「買い物支援サービス応援事業審査会」が評価します。

事業の実現性について

- ・事業を実施するために十分な実施体制となっているか（2以上の連携事業の場合、きちんとした連携策が図られているか
- ・実行可能な計画となっているか
- ・妥当な資金計画となっているか
- ・採算性を確保しつつ、事業を継続し終了後の対応まで踏まえられているか

事業の必要性について

- ・地域社会にとって必要性が高いか
- ・地元住民にとって必要性が高いか

事業の効果性について

- ・地域商業の振興、商店街等の活性化に寄与するか
- ・買い物弱者の利便性の向上に効果はあるか
- ・目的に合った具体的な計画となっているか（手法、取扱品目、事業頻度等）
- ・事業内容に創意工夫が見られるか

事業の検証について

- ・事業の検証方法は考えられているか

その他について

- ・政治活動・宗教活動となっていないか
- ・公序良俗を害するおそれがないか

●選考結果の通知

選考の結果は、応募団体に通知（様式募-4）するとともに、藤枝市ホームページ等で公表します。

補助金の対象事業として選考された団体は、藤枝市買い物支援サービス応援事業費補助金交付要綱に基づき交付申請書を提出して下さい。この申請に基づき補助金の交付を決定します。申請書などの必要書類は、選考結果の通知とあわせてお渡しします。

●事業終了後の手続

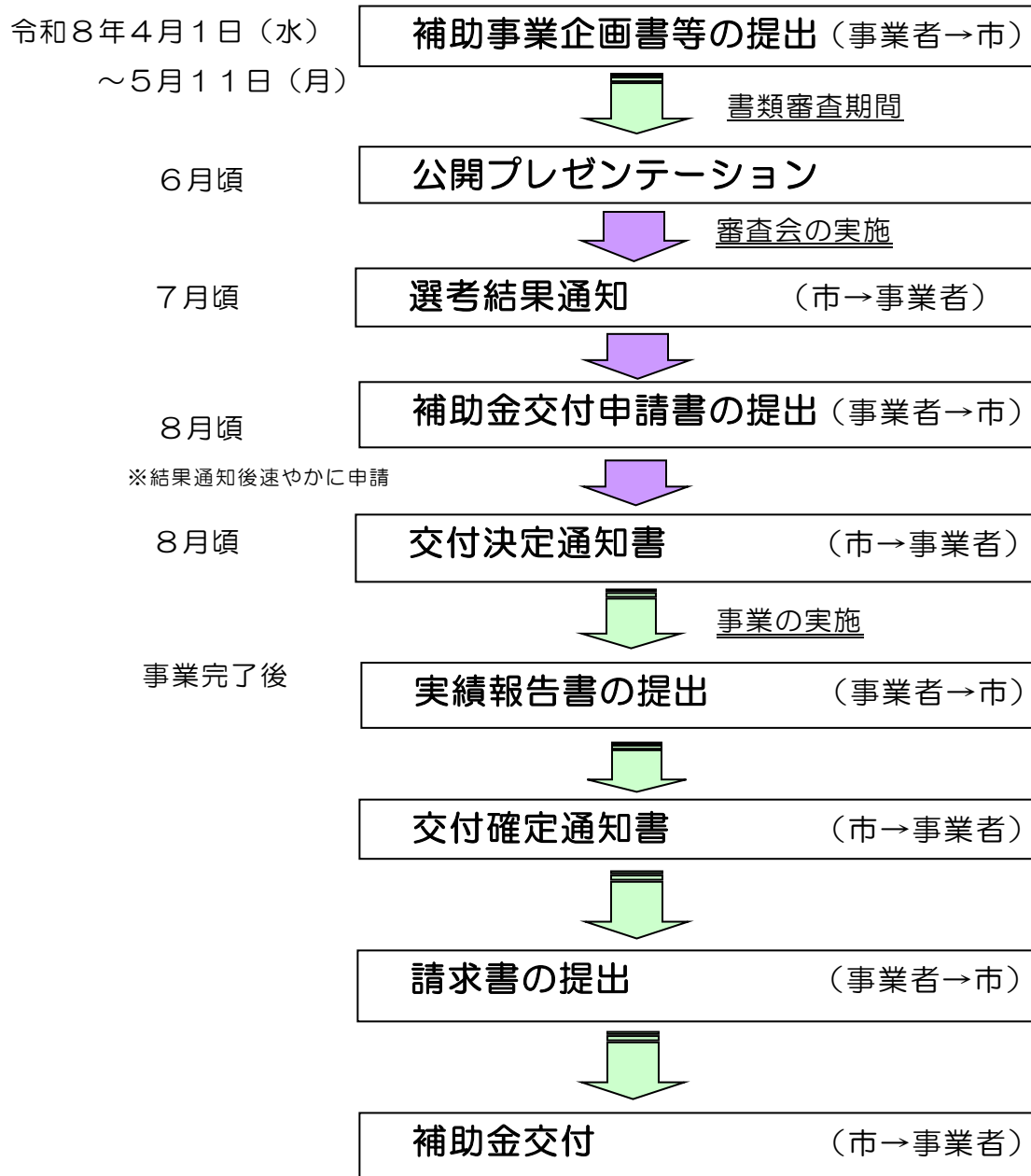
事業終了後、速やかに藤枝市買い物支援サービス応援事業費補助金交付要綱に基づき実績報告書に事業の内容・成果等が分かるものと収支決算書（領収書の写しを添付）を提出して下さい。

＝事業終了後の精算について＝

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。その金額が交付申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただくことになります。

提出書類の書き方など、ご不明な点がある場合には、
お早めに商業振興課までご相談下さい。

藤枝市買い物支援サービス応援事業に関する 事務の流れ（令和8年度）



※概算払いを希望する場合は、交付申請時に概算払いの承認申請をしていただくことになります。